

平成28年白老町議会定例会2月会議会議録（第1号）

平成28年 2月18日（木曜日）

開 議 午前 10時00分

散 会 午前 11時37分

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 行政報告について
 - 第 4 報告第1号 専決処分の報告について（平成27年度白老町一般会計補正予算（第12号））
 - 第 5 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 6 議案第3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 7 議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第13号）
-

○会議に付した事件

- 報告第1号 専決処分の報告について（平成27年度白老町一般会計補正予算（第12号））
 - 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第13号）
-

○出席議員（14名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君		

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君					
副町	長	古俣博之君					
副町	長	岩城達己君					
教	育	長	安藤尚志君				
総	務	課	長	大黒克己君			
総	務	課	危機管理室	長	小関雄司君		
財	政	課	長	安達義孝君			
企	画	課	長	高橋裕明君			
経	済	振	興	課	長	本間力君	
経	済	振	興	課	港湾室	長	赤城雅也君
農	林	水	産	課	長	石井和彦君	
生	活	環	境	課	長	山本康正君	
町	民	課	長	畑田正明君			
税	務	課	長	南光男君			
上	下	水	道	課	長	田中春光君	
建	設	課	長	竹田敏雄君			

健康福祉課長	長澤敏博君
高齢者介護課長	田尻康子君
学校教育課長	高尾利弘君
生涯学習課長	武永真君
子ども課長	下河勇生君
病院事務長	野宮淳史君
消 防 長	中村 諭君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主 査	増田宏仁君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日、2月18日は休会の日でございますが、議事の都合により、特に定例会2月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、3番、吉谷一孝議員、4番、広地紀彰議員、5番、吉田和子議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

議会運営委員会、吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成28年白老町議会定例会は、3月31日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にもかかわらず議事の都合により2月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、平成28年定例会2月会議の運営の件であります。

定例会2月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、一般会計の補正予算1件、条例の一部改正4件、専決処分の報告1件であります。

これらの議案の取り扱いの協議の結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第3号から第5号までの町長・副町長・教育長の給与、議員の議員報酬における期末手当の支給月数を改正する条例の一部改正議案3件であります。大黒総務課長、安達財政課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから、2月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで、委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成28年白老町議会定例会2月会議の開会にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに、1月19日の高波による被害についてであります。

このたびの被害は、急速に発達した低気圧の通過により、うねりを伴った高波が押し寄せたもので、住家等への越波も確認されたことから、午前9時に連絡本部を設置し、その後、災害対策本部に移行するとともに、消防本部より全消防団員に出動命令を出すなど、海岸線全域にわたり警戒に当たったところであります。

被害状況といたしましては、人的被害はなかったものの、住家被害1件、非住家被害1件、水産被害1件、商工被害5件が確認されているところであり、約1,200万円の被害額となりました。

本町においては、昨年9月の高波被害に続き、わずか5カ月の間に同様の事象が発生したことから、北海道に対し、早期に高波防止策を講じていただくよう要望することとしております。

このたび、高波により被害に遭われた方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、町民の安全安心な生活のため、今後も防災・減災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、2月1日から6日にかけて、米国オレゴン州ポートランド市で実施した多文化共生人材育成事業「国外共同研究実践事業」についてであります。

本事業は、国の地方創生交付金による「多文化共生推進のための人材育成事業」であり、多文化共生教育とそれを担う人材育成のプログラム構築を目指し、ポートランド州立大学を中心に共同研究するものであります。

訪問者は、私のほか、職員3名、活性化推進会議のメンバー4名、まち・ひと・しごと創生有識者会議のメンバー2名、合わせて10名で調査研究を行ってまいりました。

主な内容としては、同大学の関係者との多文化共生推進のための課題や取り組みのディスカッションを行ったほか、住民の支援を行うネイティブアメリカンセンター及び住民参加を促進する行政組織との意見交換、さらにはポートランド市議会視察、ワームスプリングス・ネイティブアメリカン博物館の調査等であります。

これらの共同研究の内容については、3月26日に開催予定の多文化共生のためのシンポジウムにおいて報告をさせていただき、広く町民の皆様にも多文化共生への理解と機運を高めてまいります。

なお、本2月会議には議案5件、報告1件を提案申し上げますので、よろしくご審議賜り

たいと存じます。

○議長（山本浩平君） それでは、次の日程に入ります前に、お諮りいたします。

議案の内容等により、先議あるいは、日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 報告第1号 専決処分報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月18日提出。白老町長。

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成28年1月26日専決。白老町長。

平成27年度白老町一般会計補正予算（第12号）。

平成27年度白老町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億8,695万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、4ページでございますが、第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして6ページ、歳入歳出事項別明細書につきましては、歳出のほうからご説明申し上げます。

8ページをお開きください。9款消防費、1項4目災害対策費、災害対策経費43万2,000円の

増額補正でございます。

委託料として、災害応急作業委託料となっております。これは、本年1月19日から21日の高波被害による災害復旧でございます。北吉原地区の土嚢の設置、竹浦地区の流木等の撤去、幌内川の土砂の掘削、虎杖浜地区の流木等の撤去等の経費を計上しております。その他、北吉原地区の避難の方4名分はいきいき4・6のほうに避難されましたが、お弁当代につきましては既定予算で執行しております。財源につきましては一般会計でございます。

歳入につきまして6ページ、7ページをお開きください。

11款地方交付税、1項1目地方交付税、普通交付税43万2,000円の充当でございます。11号補正の交付税の留保額が1億2,740万4,000円ございましたので、今回の43万2,000円を充当しますと、残高は1億2,697万2,000円になりますが、本年1月27日に国のほうから交付税の追加交付がきております。国税の上ぞろえによる増加によって追加がされたものでございます。632万8,000円を追加してまして、1億3,330万円が留保財源となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありました。この件に関しまして、何かお尋ねしておきたいことがございましたらどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。災害の復旧は早急に対応されたということで、大変心配な方もたくさんいらっしゃると思うのですが、それなりの対応をされたということですが、高波に関しては国、道に要請をしていくということで、それはいいと思うのですが、先ほど言っていましたように4名の方が避難をされたという障害者住宅の件なのですが、前も議会で何回か出ていると思いますけれども、そこにいらっしゃる方々が違う場所を提供してもらいたいという願いがあると思うのですが、その件について避難をしているというか、移る場所がないのか、それとも本人たちの意向が、前の答弁ではそういった意向はないということなのですが、昨年9月に会ったときには何とか早く引っ越しをしたいという希望をされた方もいらっしゃるのですが、その辺の手当ではどのようになっていますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） はまなす団地の件でございます。建設課のほうでも住まわれている方に確認を行っております。移りたいという希望は伺っておりまして、それに対しまして移り先なのですが、公営住宅の中とすれば日の出団地のほうが対象になるのですが、現在空いていないという状況でございます。また別のところということで移るとすればバリアフリーにしていかなければならないので、そういった部分での経費がちょっと高額な部分もありまして、なかなか移る先がちょっと見つからないというのが今の状況でございます。今すぐその対策がお話できないのですが、そういったような形の中で移り先については今後も検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。国、道のほうに対策をお願いしてもすぐなるわけではないと思いますし、私たちが5カ月でまたこのような状態になるというのは、そこに住んでいる本人たちはもちろん、そんなに頻繁に起こるものではないというふうに考えていたのではないかと思います。9月のときには本当に移らなければならないという、動作を起こすことさえ大変な状態の中で車に乗って不安を抱きながら、家を残していくということにも不安を持ちながら移動をしているわけですね。ですからバリアフリー化に、もしその日の出が近い内に本当に近々のうちに空くという見込みがあるのであればいいのですけれども、これはちょっとなかなか厳しいのではないかとこのように思います。それでやはりバリアフリー化に少し多少のお金がかかっても人命を尊重する、それから安心の生活を保障するという意味では私は早急に、この高波の防護柵の工事がすぐできるという見込みがあるのであればいいのですけれども、そうでなければ何をやはり優先してやらなければならないかということを考えて対応をしていただきたいと思いますと思うのですが、もう一度お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） まず高波の対策の件なのですけれども、あそこの部分は国のほう、苫小牧河川事務所のほうになりますので、抜本的な対策はお願いしたいということは今後要望していきたいというふうには思っております。ただ、先ほど吉田議員も言われましたように、すぐに対策が打てるかという、なかなかそうはならない部分はあるのかというふうに思っております。それから住宅のほうですけれども、バリアフリー化するには、全くの概算なのですけれども800万円から1,000万円ぐらいかかってしまうのです。とはいえ吉田議員も言われたとおり、安全安心で住んでいくということも大事なことなので、今この場ですぐやれるというふうにはちょっと言えませんけれども、先ほどと同じような答弁になってしまいますけれども、検討していきたいというふうには思っております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 11番、西田です。今の高波の防止柵の件なのですけれども、場所が虎杖浜から萩野にかけてと広範囲に及んでいるわけですね。今までも土建のほうとか、いろいろなところに道の関係者のほうに町としてはいろいろお願いしてきていると思っております。でも近年やはり被害がちょくちょく起きているということは、もう限界に近くなってきているのかと。このような状態の中で、また似たようなものがあつたら本当にそのときは、人命が危なくなるのではないかとこのような危惧さえちょっと感じているものですから、町として具体的に要望する形のものほどのようなものを考えていらっしゃるのか。またいつごろまでにそういうようなものを、どういう関係機関に考えていらっしゃるのか、その辺のお考えがもしあつたらお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 具体的要望内容についての質問であります。

高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） ただいまの要望活動の件につきましては企画課のほうで担当しておりますが、今、お話にありましたように敷生川より以東が国の部分で、それ以降虎杖浜までが道管理というふうに海岸が分かれておりまして、その双方に要望は出していきたいということで、今回あった高波と被害箇所を整理しまして要望文書をつくって、今ちょうど道のほうとは日程調整の段階でございます。日程が整えば早速要望に伺うということで予定しております。国のほうも今河川事務所と調整しておりますけれども、国のほうも引き続き直接要望に伺いたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしということでございますので、報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5号、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） それでは、議案第2号でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月18日提出。白老町長。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1項中「100分の75」を「100分の80」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

次ページ以降、別表がそれぞれ第1から第3、第4と添付してございますが、これにつきましては説明を省略させていただきたいと思っております。

議2-12ページをお開き願います。

附則でございます。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（切替日前の異動者号俸等の調整）

2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異に異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸または給与月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

3 改正後の条例を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

次のページ、議案説明でございます。職員の給与に関する条例の一部改正について。

昨年 8 月 6 日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均 0.4% 及び特別給（期末勤勉手当）を支給月額 0.10 月分引き上げる等の勧告を行った。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、昨年 4 月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、3 月期で所要の調整を行うため、本条例の一部を改正するものである。

次ページ以降は、条例の新旧対照表になりますので、こちらにつきましても説明を省略をさせていただきます。

続きまして、この新旧対照表の後ろに添付してございます、平成 27 年度給与改定のポイント、これについて説明をさせていただきます。

まず 1、平成 27 年の人事院勧告要旨でございます。

まず、（1）官民格差等に基づく給与改定ということで、これにつきましては、昨年の 4 月から遡及適用をさせるということでございます。

①行政職俸給表の（1）でございますが、改定率を平均 0.4%、若年層に重点を置いた改定になっておりまして、2,500 円から 1,100 円の間で今回月例給の増額というふうになってございます。

②その他の俸給表については、行政職の俸給表と均衡を基本に改定をしてございます。

③特別給（期末勤勉手当）でございますが、一般職等につきましては 0.1 カ月分、勤勉手当を増額するというので、今年年間では 4.20 月分とするものでございます。

2、平成 27 年度の改定内容ということで、先ほどの議案説明でも申しましたとおり、人事院勧告に準拠して改正を行いたいというふうに考えてございます。

なお執行日でございますが、公布の日でございますが、適用につきましては、昨年の 4 月 1 日にさかのぼって、その差額を今年 3 月期におきまして、差額分を支給させていただきたいというふうに考えてございます。

3、増額影響見込分でございますが、①一般職（全会計）については、記載のとおりでございますが、一般会計分につきましては給料につきましては 315 万円。特別給につきましては 818 万 5,000 円、これが一般会計の内数となっております。

ここに記載の数字は、全会計分ということになってございますのでお願いをいたします。

なお②、③特別職、議会議員の報酬等の影響は記載のとおりとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま、提案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条件の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第4号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上、3議案を一括議題に供します。

議案第3号、4号及び5号の提案理由の説明を願います。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） それでは、議案第3号から第5号までを一括説明をさせていただきますと思います。

まず、議案第3号、議3-1ページをお開きください。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月18日提出。白老町長。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和43年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

次のページ、議案説明でございます。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

昨年8月6日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、国家公務員に係る給与等の改定を行うよう勧告を行った。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

なお、平成27年度以降の期末手当は、0.05月分の引き上げを6月及び12月支給分についてそれぞれ行うものである。

以下、新旧対照表につきましては、以下のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第4号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定について。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月18日提出。白老町長。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例（平成 27 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

5 第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第 4 条第 2 項の規定により期末手当を支給する場合には、同項中「100 分の 197.5」とあるのは「100 分の 202.5」と「100 分の 212.5」とあるのは「100 分の 217.5」とする。

附則。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正前の条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案説明でございます。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部改正について。

昨年 8 月 6 日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与改定を行うことが必要であるとして、国家公務員に係る給与等の改定を行うよう勧告を行った。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している教育委員会教育長の期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

なお、本条例の一部改正は、平成 27 年度の期末手当について、0.05 月分の引き上げを 6 月及び 12 月支給分についてそれぞれ行うものであり、次年度以降の期末手当は、教育長は特別職の職員として支給することとなるため、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づく支給となる。

新旧対照表については以下のとおりでございます。

なお、ここについて若干説明をさせていただきますと、議案第 4 号につきましては、教育委員会の教育長は 12 月 1 日の支給分については、この廃止条例が適用になるということでございます、今の新しい教育長は任期は 12 月 3 日ということでございますので、以前の教育長の 12 月分の支給はこの廃止条例に基づいて支給されるということになります。

そのあとの分については全て議案第 3 号でご説明した、教育長も特別職という扱いの中で条例が適用されるということでございます。

最後に、議案第 5 号、説明をさせていただきます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する

ものとする。

平成 28 年 2 月 18 日提出。白老町長。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 58 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 197.5」を「100 分の 202.5」に、「100 分の 212.5」を「100 分の 217.5」に改める。

附則。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案説明でございます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。昨年 8 月 6 日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、国家公務員に係る給与等の改定を行うよう勧告を行った。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

なお、平成 27 年度以降の期末手当は 0.05 月分の引き上げを 6 月及び 12 月支給分についてそれぞれ行うものである。新旧対照表につきまして以下のとおりで、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま、議案第 3 号、4 号、5 号の提案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に議案第 3 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第13号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第13号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。

平成27年度白老町一般会計補正予算（第13号）です。

平成27年度白老町の一般会計補正予算（第13号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ608万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億8,086万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月18日提出。白老町長。

次のページ、2ページ、第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

続いて次のページ、歳入歳出事項別明細書につきましては、歳出のほうの6ページからご説明申し上げます。

まず、1款議会費、1項1目議会費、議員報酬等35万6,000円の増額補正でございます。

議員の期末手当等の増額でございますが、ただいま説明がありました人事院勧告による増額補正でございます。財源的には一般財源でございます。

2款総務費、6項1目監査委員費、監査委員経費2万2,000円の増額補正でございます。

費用弁償でございます。これにつきましては議会選出の吉田議員から大淵議員に変わったということで、費用弁償の増額2万円でございます。これも一般財源でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、町民生活事務経費2万円の増額補正でございます。

これは1月19日の高波災害で床上浸水された字竹浦98番地の20の石川泰三様の家屋のお見舞金として2万円を計上するものでございます。これについても一般財源でございます。

次のページでございます。9ページでございます。6目総合保健福祉センター管理運営費、総合保健福祉センター管理運営経費319万5,000円の増額補正でございます。

これは4月の新入職員の増加と嘱託職員、臨時職員計4名の職員増加がございまして、今の執務室が手狭になったということでの増改築でございます。まず委託料として、電話設定変更業務委託料ということで、各職員に配置している電話等の配線のやり直しと、パソコンの配線をやり直すということで124万5,000円の補正でございます。工事請負費として、いきいき4・6内の改修工事でございます。これが195万円の計上でございます。これも財源につきましては一般財源でございます。

次に8款土木費、2項1目道路維持費、道路施設維持補修経費807万2,000円の増額補正でございます。

これにつきましては、委託料として舗装道路の補修委託料、これは町道のアスファルトの補修でございます。70トン分、400万7,000円。道路維持補修委託料として道路の附帯物の施設の補修

の経費として 163 万 5,000 円。

次に使用料及び賃借料につきましては、ただいま申し上げた道路附帯物の補修の際の重機借上料 118 万 6,000 円。原材料は、補修の際の資材として、グレーチング、縁石、雨水ます等の購入費用 124 万 4,000 円でございます。これも全額一般財源でございます。

2 項 1 目河川総務費、河川施設維持補修経費 92 万 5,000 円の増額補正でございます。

これは 1 月 19 日の高波の際に被害があったフシコベツ、これは日本製紙の前の排水溝のはけ口のところでクッタリウス川の河口でございますが、擁壁の吸出し等の補修と河床の土砂掘削等の経費でございます。

委託料として 34 万 5,000 円、重機借上料として 33 万 5,000 円、原材料の購入は砂利、玉石、栗石、ふとんかご、天端ブロック等の購入でございます。総額 24 万 5,000 円の計上でございます。これも全額一般財源でございます。

続いて 11 ページの 4 項 1 目港湾管理費、港湾施設管理経費 122 万 2,000 円の増額補正でございます。

これは臨港道路の除雪業務委託料として、1 月の降雪の際に既定の予算がなくなったということで、今後降る雪に対応する除雪費用として 2 回分を計上しております。財源は一般財源でございます。

次に、10 款教育費、2 項 1 目学校管理費、社台・白老・緑丘小学校統合事業 39 万 9,000 円の増額補正でございます。この補正につきましては、加藤泰久様からの寄附金を充当しております。学校管理用備品として実物投影機 4 台、モニター 1 台等の備品購入で 39 万 9,000 円、それと寄附いただいた時に統合する緑丘小学校の額縁製作を、これは補正後に発注を行っても開校式まで間に合わないということで、事前に発注をかけております。その分が一般財源の財源振りかえ 40 万 1,000 円を財源を振りかえております。財源的には、ただいま申し上げたとおり、寄附金が 80 万円、一般財源が 40 万 1,000 円の減でございます。

次に 13 款給与費、1 項 1 目給与費、職員等件費 2,100 万円の減額補正でございます。ただいまご説明申し上げたとおり、人事院勧告による一部増加がございますけれども、精査した結果 2,100 万円の減額補正でございます。大黒総務課長のほうから説明申し上げているとおり、今回の人事院勧告によって平均 0.4%、1,100 円から 2,500 円の幅で給与費が増額しております。あとは期末勤勉手当が 0.1 カ月分、まず一般会計で影響額は人事院勧告に伴うものは、先ほどの説明もございまして 1,163 万 2,000 円となっております。内容はここに記載しているとおり、増減がございまして、大きく減額しているところが 4 節の共済費でございます。3,170 万円、これにつきましては、本年 10 月から共済年金が厚生年金に統一されておまして、被用者年金が一元化されたということで、この分が大きく減額されております。

19 節、補助及び交付金につきましては、北海道派遣職員の手当、勤勉手当と管理職手当を町が持ち出しをしなければいけないということになりまして 150 万円を計上しております。この財源

につきましては、全額一般財源の減額となっております。

次に、14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費 70 万円の増額補正でございます。先ほどの加藤泰久様からいただいた 150 万円の一部 70 万円を、教育振興基金に積み立てる経費でございます。

以上、歳出のほうの説明は終了いたしまして、歳入のほうの説明でございます。

1 ページ、2 ページをお開きください。11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、今回の補正によりまして、給与費が大きく減額しているということで 758 万 9,000 円を交付税に繰り戻すというものでございます。12 号補正で留保財源が 1 億 3,330 万円ございましたので、今回の 758 万 9,000 円を戻しまして、留保額は 1 億 4,088 万 9,000 円が留保額となります。

これで説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案第 1 号の提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 11 ページの給与費、説明ありましたけれども、精査して 2,100 万円減りましたということですが、これだけ減るとということは当初予算の部分の予算計上が大幅に狂っているのかと思うのですけれども、それで何点か伺います。

まず 13 ページの再任用の部分が 350 万円減っています。再任用も人事院勧告で上がる表になっていますけれども、これが減ったということは辞めた人がいるのか、その辺の差し引きがどうなっているのか。

それと嘱託職員については 160 万円ふえていますけれども、これは今回のベースアップと関係ないですけれども、何らかの関係で職員がふえたのかどうか、その辺の理由。それと時間外手当、職員が減ったということで業務量がふえているのかと思います。その辺は大変だと思っておりますけれども、時間がふえたからどうだ、減ったからどうだというのではなくて、実態としてお聞きしたいと思っておりますけれども、これは延べ人数で本当は実質の人数がわかればいいのですけれども、わからなければ延べ人数と、この予算計上の 1,640 万円、新年度の予算計上した分で相当の額になっていると思っておりますけれども、合わせていくらの時間外手当の額になっていて、1 人当たりの時間数、金額もわかればいいですけれども、もしわからなければ大体どれぐらいの職員、時間数になっていますかということです。それと別表の給与表を見たら再任用の職員もベースアップになっています。これは悪いとかいいとかではなくて、それに関連してお聞きするのですけれども、前からもこの再任用の職遇というのですか、あるいは勤務時間、やはり戦略としてフルタイムで働いてもらって、それ相当の対応をしたらいいだろうということが今あったのですけれども、多分検討していれば 3 月の議会で上がるのかと思っておりますけれども、そういう部分の関係の議案が。だけど現在どのような状況で進んでいるのか、その辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） それでは、4 点ございましたので、順次説明をさせていただきたい

と思います。

まず、給与費の関係の再任用の関係でございます。再任用の 13 ページのところ、今回 350 万円の減額をさせていただいておりますが、この理由につきましては、当初予算は再任用職員 4 名ということで計上してございましたが、実際は 2 名ということになってございまして、この削減分でございます。今の現在の 2 名につきましては、2 人とも短時間職員ということでございます。それから、次の嘱託職員の関係で 160 万円のプラス、これにつきましては当初予算で見込んでおりませんでした職員がちょっと増になった。これは当初臨時職員ということで採用を予定していたことではございますが、やはりこれまでの経緯もあって嘱託職ということで変更になったことから、その部分 1 名分ふえたということによる増額でございます。

それから続きまして、時間外でございます。時間外につきましては、今回 1,640 万円というちょっと高額な補正をさせていただいておりますが、実はこの辺につきましては当初の予算は 2,456 万円ということで計上させていただいておりますが、途中ちょっと流用等も行わせていただいた上で、今回なおかつ 1,640 万円の補正ということで、決算見込みでは約 6,000 万円ぐらいになるという想定をしております。これにつきましては昨年 26 年度の決算におきましても、ほぼ同額の一般会計につきましては約 6,000 万円の時間外手当ということになっておりまして、ほぼ 26 年度と同額かというふうに押さえております。原因につきましてはやはり先ほど前田議員のご質問の中にもありまして、やはり職員数がちょっと押さえていっている中におきまして新たな課題ですとか、国からの業務とか、そういったものが増加しておりまして、それに対応をせざるを得ないという状況でやはり時間外もちょっとやらざるを得ない状況であったということでございます。

先ほどの延べ人数等というお話がございまして、詳しい数字ではございませんが、今あくまでも時間外手当支給対象というのは管理職以外の者ということで、現在約 138 名、一般会計では対象者おりまして、それを 1 人当たり直しますと年間約 45 万円程度の時間外手当ということになりまして、もちろん個人個人それぞれ時間外もばらつきがございまして、忙しい課におきましてはやはりかなり継続して時間外をせざるを得ない状況もあったりして、なかなかその高い人はどれぐらいという部分は、まだここではご説明できませんが、平均すると月 1 人当たり 10 時間、月約 3 万円というようところで時間外を行っているという状況でございます。

それから最後のご質問で再任用のお話がございました。このような今、時間外のお話もさせていただきましたけれども、かなりやはり戦力的に職員数がちょっと厳しい状況で、再任用の職員においても職員並みにきちんと力を発揮させていただいて、十分これからの課題に対応させていただきたいということもございまして、今年度は 2 人の再任用、これも短時間職員ということで一般職の 4 分の 3 の勤務というふうな位置づけでございますが、28 年度からはこの短時間勤務は運用上これを廃止して、フルタイムのみという形で勤務を行っていただきたいというようなことで現在考えておりまして、これに係る部分については 3 月の定例会において説明をさせていただき、上程をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 再任用の部分について、今具体的な話がなかったのですけれども、多分フルタイムになれば、これからいけば級も上がっていきますね。その辺、ある程度退職する方々、職員というのですか、組合には関係なくなるのですか、その辺の部分のどういうケースでされているのかどうか。今どの状態まで進んでいるのか。もし進捗状況がわかればもうちょっと具体的に教えてください。それと時間外の部分です。非常に過去にも時間外が多くて職員の健康問題、それよりメンタルの問題でも非常に議会でも議論されました。私もこれを見て町内を歩くと、先般、別な議員の質問でメンタル的な職員はいませんというような多分答弁だったと思いますけれども、かなり実態としてはおります。そして異動の中でケアをしているという部分も聞いていますけれども、それは時間外になるかどうかわかりませんが、あわせて時間外、これでいくと民間ではいろいろな問題出ていますけれども、職場の環境、あるいは人事管理、あるいはモチベーション、こういう部分が、時間外をただやればよいというものではないのです。その前にもっと解決しなければいけない。人が多いというのは別として、そういう部分がちゃんとケアされているのかどうかちょっとお聞きしたいと思うし、そういう、今、戦力として働いていますけれども、若干今言ったメンタル的な部分、あるいは病気等々、かなり頭数はいるけれどもあまり力にならない部分というのがあると思いますけれども、その人は病気だから仕方ないのだけれども、そういう部分が現実にあるのかどうか。そして、どういう形でそういう部分は整理されているのかということです。

それともう一つ、先ほど臨時職員から嘱託職員になったということで、職種というか内容によって云々と言いましたけれども、これを私は否定するわけではありませんけれども、今、国のほうも非常に非正規職員のことが問題になって、うちの役場もかなり臨時職員がいますね。今財政厳しいですけれども、金額的なことは多少含んで、そういうその職員の職務によってはある程度こう嘱託職員的な部分で給与、あるいは仕事の責任、そういうものをもうちょっとはっきり明確にしてモチベーション上げてやったほうが良いと思うのですけれども、その2点伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） まず1点目の再任用の関係でございます。28年度から新たな制度の見直しということで今考えてございまして、先ほどちょっと説明漏れましたけれども、今回、今現在の再任用職員の給与の格付という部分につきましては、国につきましては退職時にあったその級の格付、それをそのまま持ち越してということになっておりまして、例えば現在一般行政職の課長職というのは6級という位置づけなのですが、そこで退職した場合で再任用を行った場合は6級という位置づけの中の給与の月額というのが決まっていると。これは国の制度でございますけれども、本町におきましては、今財政健全化プランの推進をしているという中で財政状況も厳しいということから、課長職とか、普通の一般職、主査職全て一律2級格付ということで制度を開始したということでございます。しかし、この辺につきましても28年度からは町長公約にもございまして、再任用職員の活用ということもうたっておりますし、なおかつやはり職員の現状としましては、課

長職がこれからもどんどん退職されるという状況を踏まえて、やはり若手のちょっと経験が浅い職員がこれからふえていくというようなことから、やはり課長職で退職された方々の役割というものも、指導的な役割という部分が重要になってくるというようなことも考慮しまして、28年度以降は課長職で退職した職員で再任用を受けていただける職員につきましては、1級上げまして3級格づけということでやりたいと。その上でももちろんやっていただく業務も一般の職員とは違って、やはり職員に対する指導ですとか、それなりの位置づけの中で業務を行っていただきたいというふうに期待するところがございます。それから、時間外に関してのご質問、ご指摘がございました。もちろんなかなか業務がいろいろな課題がありまして、それに対応すべく職員努力しているところでございますが、どうしてもやらなければならないというようなところで、時間外をせざるを得ないというのが実際は現状でございます。そういった中でやはり職場環境であったり、人事管理、モチベーションをどう上げていくのかというのは重要な課題でございまして、人事管理等につきましても、やはりその職員に濃淡と言いますか、ちょっとぎりぎりの状況というようなところもあるようなときにはやはり異動等も含めて考えていきたいというふうに考えておりますし、モチベーションを高めるということにつきましては、今年度については人材育成という中におきまして、やはり職員が部下をきちんと指導できるような体制、そういう意識づけ、こういったものを今後進めていかなければならないというふうに考えております。ケアされているのかというご質問については、若干やはり後手後手に回っているというような状況もあるのかという部分で反省はしているところでございますが、そういうようなちょっと危険、黄色信号みたいなお話があったときには即座に対応させていただいて、その辺悪化しないような形で我々のほうも実際動いているというところがございます。現在も1名はちょっと長期休暇で、これは病欠でございましておりますし、もう1名につきましてはちょっと精神的な部分でというもので休職中という形でございますが、これにつきましても現在リワークという形で休職扱いしながら少しずつ職場に慣らして復帰させていく準備というものを行ってございまして、その辺につきましては担当課、それから総務課、それと保健師の力も借りまして、みんなで回復していくような体制は今、取れているかと思っておりますが、まだまだちょっと不十分な点もあります。その辺につきましてはさらにもっとどういう形が、さらに効率的に、効果的にできるのかという部分は今後の課題として検討していくということで話をしておる状況でございます。確かに臨時職員につきましても、このような状況の中では、臨時職員に大いに期待して、負担も強いていると言いますか、十分働いていただいております。現状もおりますし、そこは働いていただかなければなかなか行政も進んでいかないという状況も確かにございます。そのような中で、現在まだちょっと明確にこのような形でやりたいというようなところまでは議会のほうにお示しできませんが、この辺の問題という部分につきましては、私どもの担当のほうにつきましても十分認識してございまして、嘱託職員の位置づけ、それから臨時職員につきましても、一律のいわゆる給与体系でいいのかですとか、こういった部分ほかの自治体の事例も検討しながら、早急にこの辺もちょっと確立しなければならないという課題として捉えてございます。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ありますか。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ちょっと簡単に2点ほどお尋ねしたいのですけれども、1点は先ほどの災害の関係なのですけれども、具体的なものがなかなか出てこないのだけれども、要するに直轄海岸も、道の海岸も、今、緩傾斜護岸でかなり改善されるというような考え方があったのですけれども、今の状況というのは何か拡大しているような気もするのです。もちろん気候変動もございまして。そこで、例えば簡単でいいです。消波ブロックが入っているところと、入っていないところの差、それが入れれば改善されるのかどうか。だめであれば、例えば竹浦なんかは同じところで行っているところはもう海岸用地でなくてもブロックを積まなければもうどうにもならないという、実際人家がやられているわけですから、はっきりしているのです。土地があるかどうかということと、そこに積むかどうかとはっきりしているのです。やはりそういう具体的な対応策を国や道にきちんと求めるというふうにしないと、今回見舞金を上げたところも実際2階に寝ていたのです。その災害のときに2階に寝ていたのです。下がやられたときに。前は下やられていないのです。ですから、具体的にそこら辺はブロックを積むなり、今の緩傾斜護岸のあいているところに積むとか、そういうことを考えないともういけないのではないかと。北吉原、萩野にかけても波が上がるところが段々今広がってきていると。ですから、そこに消波ブロックを入れれば、それで直轄海岸であればオーケーだったらそれでオーケーでいいのです。それでいつごろ入ることがわかればいいわけです。そこら辺がはっきりしないとやはり住民の人は非常に不安なのです。ですから、そこら辺どうなっているのかというあたりをもうちょっと詳しくお願いしたい。それから今の残業の問題を含めて、私はやはり今の地方自治体の体系、要するに嘱託職員、それから臨時職員、再任用の方はこれは制度上あるわけですから結構なのですけど、そのほかの外郭、例えばいきいき4・6だとか、いろいろなところのパートと言われている臨時職員の方か、嘱託職員かわからないのですけれども、そういう部分のところを含めて総合的な人事管理体制をつくらないと、私は根本的な解決にならないと。何か地方自治体がどんどんその労働者の待遇を下げている。臨時職員や嘱託職員やパートさんで補うというような、それが何か自治体先頭をきってやるというような形というのは、私はやはり違うのではないかと思います。ですから、そういうことを含めた総合的な人事管理体制というのは考えなければいけないのではないかと思います。そこら辺のことを伺います。この2点だけ、簡単でいいです。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 竹浦の海岸の関係です。それから国の部分についてもですけれども、まず北海道に関しましては、今月の9日の日に社会資本整備推進会議というものがあまして、その席の中で要望はいたしました。それプラス、先ほど高橋企画課長のほうからも説明ありましたが、それとは別に要望していくというような活動をしていきたいというふうに思っています。具体的に対策、例えば消波ブロックを入れるだとか、そういったような項目も要望の段階でお話を

しながら進めていきたいというふうに思っています。それと、その会議の中で北海道のほうから護岸のかさ上げを考えてみたいというようなお話もありましたので、そういったことも早く検討して、どういった結果になるかということも含めて、今後進めたいというふうに思っています。それから国の部分については、苫小牧河川事務所になりますので、こちらのほうも同じような要望をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 時間外に絡めての総合的な人事管理体制というようなご質問でございますが、現在も一応総務課が中心となって、それぞれの臨時職員、あるいは嘱託職員、あとはパートさんも含めてですけれども、その辺の部分については全て押さえているところでございますが、もちろん業務内容につきましては全てが全て把握しているわけではございませんが、その辺も含めて、例えば臨時職員であれば賃金の問題ですとか、そういった部分も最低賃金に合わせて逐一見直しを行っていったりしているような状況でございますが、今、大淵議員がおっしゃるような総合的なと申しますか、そういった部分については、本当にその職員とそういう臨時職員であったり、パートさんであったりというようなところの業務のすみ分けであったり、そういった部分は確かに明確にされているわけではないというのが現状かというふうに思っておりますし、その辺につきましても先ほどの答弁とちょっと重複するかもしれませんが、やはりそういった全体の業務の体系やったり、中身の問題も含めて、もう1回精査した上で総合的な体制整備というのが必要であるというふうに私も認識しておりますので、その辺については早期に検討を進めたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の件ですけれども、土木のほうはもうちょっと具体的になるような話になっていないと前回の災害があった後ですから、やはりもうちょっと具体的に、例えばここは消波ブロック入れれば大丈夫だと、大丈夫かどうかわからないけれども、やはりそういうものを町も持つべきではないのかと思うのです。そこだけはちょっと気になりました。それから今の話ですけれども、例えばそういう嘱託職員や臨時職員がやっている仕事で本工がやらなければだめな仕事、本工をふやしてでもやらなければならない仕事、そういう部分も私はあるのではないのかと思うのです。同時に今の中で本当にアウトソーシングしても大丈夫なところ、これはそういう精査をきちんとして、その上でやはりやらないと、私は職員のモチベーションを上げるといってもそれだけでは上がらないのです。そういうことがきちんとしていかないと。だから本工でなかったらできないと。臨時職員の方や嘱託職員やパートさんが何も軽い仕事をしているという意味ではなくて、これはそれでもいいですよというようなところを、そしてアウトソーシングする部分はアウトソーシングして、やはり本行の方々の負担を減らすとか、そういうことが具体的に出るような人事管理の方法を考えないと、モチベーション上げるといっても、ただ残業をやらなかったら給料大変だという人も中にはきつといるかもしれないのです。それは大変だという中身です。実際かなり以

前そういうことがありましたね。ものすごい量の残業をやっていたという方がいらっしやった。同じ人がずっとやっていたということがあったのです。ですからやはりそういう深い分析の上でそういう方向を出さないと、単なる数字だけで私は物事を判断するというのは違うのではないかと思っていますから、そこら辺もう一度伺います。これで終わります。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 1点目の災害に関するご質問でございます。今回、昨年9月からわずか5カ月くらいで1月も被害があったということで、国の直轄海岸、それから北海道の補助海岸とそれぞれ実証のときに現地も立会いしてもらおうという体制もとりまして、国のほうは2月上旬までに被害の大きかったところにはブロックは置いていただいています。まだ不安な部分がありますので、当時の状況も写真、それから図面、そういったものと照らし合わせながら、必要箇所という部分は私どもの町の考えとしてお願いはしています。それから北海道につきましても、先ほど竹田建設課長言ったとおり、所管が今度登別出張所というところになりますが、そことすり合わせをしまして、先ほど答弁したとおり、そのブロックのかさ上げの考え方を一応示してくれたと。ただそれはいつ、どのようにやるかという、日にち的な部分はまだいただいているのですが、必要性という部分は認識してもらっています。ですのでこれについても写真、それから図面、町の考えとして、それから幌内川のほうもメップ川のところですが、住宅がないのですけれども越波してきて川を閉塞する、そういう事態も図面を書いて今事務的なやりとりはしていますので、しっかりその辺整理した上、政策的にも町長が北海道に要望を上げると、こういう今準備をしておりますので、その辺はまだ再度強く訴えていきたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今ありました人事管理の部分でございますけれども、確かに私も実際に役場の本庁のほうに入りまして、日常の業務の状況を見ていましたら、大変な今仕事量を持ちながら、一人一人が最大の力を発揮しても、なおかつまだ足りないという部分がある部分がたくさん見受けられております。そういう中で職員のモチベーション、それから先ほども出たような精神的なメンタルの部分だとか、そういうものの解消については、やはり大淵議員がおっしゃったような総合的な人事管理のあり方という部分を、ただ単に数字的な問題ではなくて、仕事の中身も含めて考えていかなければ、これはならないだろうというふうに思っております。今、確かに財政の問題もあって、その使命のもとに職員には大変なご苦勞をおかけしているのですけれども、人事の面で少しでも仕事のモチベーションを高くやっていくような、その体制づくりはしっかりとつくっていきたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休 憩 午 前 11時17分

再 開 午 前 11時30分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑のございます方はどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。先ほどの大淵議員のに関連してなのですが、こういう機会だから、せっかくだからお話しておきたいと思います。私は北吉原で産まれて73歳になります。あの海岸をずっと見てきたのですが、もう年々今までの高波、高波なんていうのは今始まったものではないし、太平洋ができたときから延々と同じく続いているのです。それで27年、昨年度はあの高波被害が大体4回ぐらい大きな高波がありました。そのたびに傾斜護岸を乗り越えて、北吉原の場合でいうと広川造船所、この船をつくる倉庫に高波が押し寄せてきて、今ここでわざわざ言わなくても写真で見たり記憶していると思います。やはりただブロックを積みばいいだけのものではないような状況に今なっていると思います。それほどひどくなってきている。今回の高波のときは建設課長も来ていただいている。私は広川造船所の前に来てくださいと呼んで、そして苫小牧河川事務所の管理者も私は呼んでくださいと、こう言って建設課長にお願いして、何時何分に河川敷に来るのだと、こう言って河川事務所の方が立会いのもとで私がお話しました。やはりもう抜本的にあの海岸を考えていただきたいと私も訴えました。私はただ高波被害がくるから、波が上がっているだけではもうそういうような問題ではないと思っていますし、そのことも訴えました。私はでもやはりきちんとした、なぜこういうことになるのかという原因をきちんと出さなければだめだと。私も長く議員をやっていますから、北吉原、萩野地区、海外侵食を含めて私はずっと写真を撮ったり、その写真を北海道副知事まで持って行って私は見せたことがあるのです。そういうことからいくと、それに対する傾斜護岸や直立護岸などをやって、住民の安心のためにやっていただいたのですが、それを乗り越えるようになった。その原因は私はこの間河川事務所の管理者に言ったのですが、私はこれは港の防波堤、あの防波堤がどんどん伸びていきますね。今1,100か何ぼ伸びているのですか。それから1キロメートル何ぼの沖まで防波堤が伸びていった。そして6メートルぐらいの高波がくると、今第3商港区含めた波があそこに入っていくのです。その波が戻ると同時に海の沖から6メートル、7メートルの波がくるとそれと一緒に波が膨れ上がって、そして海岸線に被害をもたらしていると。私はじっとあの浜で見ていると、そうではないかと、これは私の素人判断です。ですから、そういうもう少しきちんとした研究をして、やはり抜本的な、萩野から虎杖浜までの海岸線の考え方を変えなければ私はこれはブロックがその辺に置くぐらいですむ問題ではないと思うものですから、私は港との因果関係、これは新たにやはり高波とあわせて満潮時とあわせた因果関係をもう少しきちんと研究した上で早くやってもらわなければ、これはもうどんどんこれから、この間先ほどお話があったけれども障害者住宅、あれもずっと私は見っていますが、あの障害者住宅を超えるぐらいまで今回波が上がっているのです。大体膝上までずっと。ですから私はそんな簡単な方法では解決する問題ではないと。抜本的な港との因果関係を含めて、私は考えていただきたいと思います。これだけ一言、今後のために、73年住んだ住民が言っていた

ということを一言だけ言っておきたくて今発言をいたしましたわけであります。よろしくお願ひします。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 海岸線に近くにお住まいの方が1番現場を知っているし、社台から虎杖浜までの長い歴史の中でも、その住民が1番状況がわかっているというふうに思います。ただいまご質問の中にある港との関連性もあるのですが、その潮の流れが最近非常に変わるのです。特に北吉原海岸は数年前大量に砂がたまりました。こんな緩傾斜まで砂がきてという、そんな事象があったということ。また現在は逆に侵食されているという状況もあります。まずこの潮の流れが一体どうあるかという、自然相手のことなのですけれども、その調査はまちではとってでもできることではありませんので、国のほうに対してもこのことはきょうこういう議会でお話あったことを伝えてやはり抜本的なことも二次的に今度は必要になってくる。さらには人工リーフの建設も北吉原、萩野、それからそれ以外の区域ももっと急がなければならないと、そういう手立ての考えも出てくると思いますので、きょうのことを踏まえて再度国と協議させていただきたいとします。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号、平成27年度白老町一般会計補正予算（第13号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日、2月19日から3月31日までの間は休会となっておりますので、ご承知お願ひします。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時37分）

会議規則第109条の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署名議員 吉 谷 一 孝

署名議員 広 地 紀 彰

署名議員 吉 田 和 子